

## 内 部 昇 任 に つ い て

### 1 内部昇任の現状

- 平成 21 年度以降、以下のとおり 7 年間で計 59 人、年平均 8.4 人の教員が内部昇任している。

年 度	21	22	23	24	25	26	27	合計
内部昇任者数 (人)	3	9	11	5	14	12	5	59

### 2 内部昇任に至る手続き

- 内部昇任に至る手続きは、静岡県公立大学法人教員採用等規則第 3 条に基づき、その多くが公募による手続きを経た上で行われてきた。
- 一方で、静岡県公立大学法人教員採用等規則第 3 条では、公募を原則としつつも、役員会の議を経た上で学長が必要と認めたときは、公募に寄らない方法により選考することができる」とされている。
- このため、1 月 14 日開催の大学運営会議で学内に周知した理事長、学長の連名による「国際関係学部の改革等に係る提案」の中で、内部昇任の手続きについても

「教員の採用及び昇任に係る教員の選考は公募を原則としている。しかしながら、公募によらない方法により選考する方が本学にとって望ましいと判断される場合には、公募によらない方法での昇任を行う。そのための要件については、各学部での検討結果を尊重しつつ、全学的な合意に基づき明確化する。また、運用に当たっては、その要件に基づき厳格に実施する。」

との提案が盛り込まれたところである。

- 「国際関係学部の改革等に係る提案」に関しては、今後提案を基に具体的議論を進め、より良い大学とするための改革を行っていくこととしており、公募によらない方法での内部昇任手続きについても、学部等でのご議論、ご意見も踏まえつつ内部昇任のための要件を明確化し、実施していきたい。

平成19年1月12日

## 教員編（初版）

### 静岡県立大学及び短期大学部における法人化Q & A (案)

#### 【身分関係】

(身分)

Q：職員の身分は、法人化後にどうなりますか。

A：現在は地方公務員ですが、法人化後は基本的には非公務員になり法人の職員となります。

(任用)

Q：任用は誰が行いますか。

A：現在は静岡県知事ですが、法人化後は法人の理事長となります。

(法令遵守義務)

Q：法人化後に適用を受ける法令は、民間と同じになりますか。

A：刑法その他の罰則適用については、職務の公共性等の観点から公務員と同様の扱いとなり、また、守秘義務も課されることとなります。

#### 【労働条件等】

(給与・勤務時間制度)

Q：法人化により給与水準や労働時間などの労働条件が変わりますか。

A：法人後の労働条件は法人の就業規則や労使で締結する労使協定に基づき定められますが、法人移行に際して不利益変更が生じないよう配慮される見込みです。

(退職金)

Q：法人化により、退職金の計算方法はどうなりますか。

A：退職金算定の基礎となる在職期間には、今までの静岡県での在職期間が通算されます。

(労働基本権)

Q：法人化により、労働基本権はどうなりますか。

A：これまで認められていた労働基本権には制限がありましたが、法人化後は民間企業と同様に労働3権すべてが認められることとなります。

#### 【福利厚生】

(共済)

Q：法人化により健康保険・年金・介護保険の制度は変わりますか。

A：法人化後もこれまでと同様に引き続き公立学校共済に加入することになり、上記いずれの制度についても変更ありません。